

別記様式（第 11 条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
令和 8 年度第 1 回運営協議会
- 2 会議日時 令和 8 年 7 月 28 日（火） 午後 7 時 30 分から
午後 8 時 15 分まで
- 3 開催場所 役場 1 階 101・102・103 会議室
- 4 参加者数
 - (1) 委員 出席者 10 名、欠席者 2 名
(A 委員、B 委員)
 - (2) 執行機関 出席者 5 名
 - (3) その他 出席者 0 名
- 5 議事等
 - (1) 令和 7 年度国民健康保険特別会計決算状況について
 - (2) 第 3 期データヘルス計画令和 7 年度進捗状況について
 - (3) 令和 8 年度国民健康保険税の改正について
 - (4) 令和 8 年度国民健康保険制度に関する改正について
 - (5) その他
(一社) ヴァンフォーレススポーツクラブとの健康運動教室について
山梨県における保険料水準の統一に向けた基本的な考え方（案）について
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 令和 7 年度国民健康保険特別会計決算書
 - 資料 2 令和 7 年度国民健康保険特別会計（決算説明資料）
 - 資料 3 第 3 期データヘルス計画 令和 7 年度保健事業進捗状況
 - 資料 4 広報 7 月号の記事（子ども・子育て支援金）について
 - 資料 5 (一社) ヴァンフォーレススポーツクラブとの健康運動教室について
 - 資料 6 保険料水準の統一に向けた基本的な考え方（案）について
 - 別添資料 1 第 3 期データヘルス計画（抜粋）・運動教室のチラシ
 - 別添資料 2 みんなの国保（令和 8 年度版）

7 発言の内容

事務局(課長)

次第1 開会

富士川町国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき、委員の2分の1以上の出席をいただきましたので、富士川町国民健康保険運営協議会を開催いたします。

また、本日の会議記録としまして写真撮影と録音を行います。会議録につきましては、後日ホームページで公表させていただきますので、併せてご了承ください。

事務局(課長)

次第2 委員及び担当職員の紹介

(事務局から新任委員と担当職員紹介を行う)

事務局(課長)

次第3 会長あいさつ

会 長

(あいさつ)

事務局(課長)

次第4 会議録署名委員の指名

富士川町国民健康保険運営協議会規則第6条に、会長が議長を務めることとあり、第11条に、議長が2名の会議録署名委員の指名を行うことと規定されておりますので、指名をお願いします。

会 長

1号委員からC委員、D委員を指名します。

事務局(課長)

次第5 議事

議事の進行を議長の会長お願いします。

議 長

議事1 令和7年度国民健康保険特別会計決算状況について

事務局に説明を求めます。

事務局

(資料1、資料2を使い説明)

<主な説明>

1. 被保険者の状況(令和7年度末現在)

国保加入者は、町全世帯の28%にあたる1,748世帯、町民全体の19%の2,557人が加入しており、平均年齢は56.6歳です。加入者は減少、平均年齢は、概ね令和3年から令和6年まで変わりませんでしたが、令和7年度末で0.5歳上昇している傾向にあります。

2. 歳入について

1款「保険税」について、合計292,634,549円、収納率87.76%(前年度比0.55ポイント増)となっています。現年分は97.05%で、前年度と比較して1.17ポイント増となっております。収納率の上がった要因として、令和7年度は現年分を強化し、10月、翌年2月、4月に訪問

徴収を行いました。お会いできなかった方について、電話や通知による督促をして、窓口でお見かけしたときには声掛けを行いました。
7 款「繰入金」は、一般会計から国保会計に繰り入れている金額で、合計 112,794,946 円となりました。大きな金額ではありますが、国で定められた分の金額を繰り入れる形になっております。歳入の合計として、1,586,231,637 円で、前年度と比較すると 25,780,063 円の減となっておりますが、こちらは全体的に被保険者が減っていることが影響し、前年度よりは少なくなっているという形になります。

3. 歳出について

1 款「総務費」の主な内容は、担当職員の人件費、システム電算処理委託費などの事務費であります。こちらの中には、令和 8 年度から、新しく創設された子ども・子育て支援金関係のシステム改修費の支出が含まれており、昨年度とは違う部分になります。

2 款「保険給付費」ですが、資料 2 の一般被保険者分が、令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると、22,355,454 円増で、支出が多くなっております。被保険者は減少していますが、医療費の支出が増額になっております。こちらについては、高額になる医療・治療が数ヶ月続いた方がいて、高額になる治療としてあげられる透析ではなく、がんの治療などといった一時的に高額になる治療が続いた月があったため、と考えております。

5 款「保健事業費」について、長澤にある、保健福祉支援センターの管理費用や、特定健診・人間ドックの助成などの費用について、21,661,573 円支出しております。人間ドックの助成制度というのが、ご自身で人間ドックを受診された方が健診結果を町の国保担当に提出することで、最高 8,000 円を助成する事業になります。令和 7 年度は 43 件の申請があり、提出された結果については、特定健診の受診率にも反映しますので、今後も引き続き助成制度は続けていきたいと思っております。

6 款「財政調整基金積立金」について、令和 7 年度は 50,000,000 円の積立を行い、積立金合計は総額で 390,965,000 円となっています。以上、歳出合計は 1,428,861,001 円で、前年度比 14,254,146 円の減となりました。

4. 歳入歳出差引について

歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引額は 157,370,636 円（前年度との差が、11,525,917 円の減）となり、令和 8 年度会計に、繰り越しています。

議 長 滞納金をだいぶ減らしたというのは、ご苦労様でした。令和 8 年度もよろしく願います。財政調整基金積立金も貯まってきているので困ったときには対応もできるかと思います。

事務局の提案に対し、何か意見、質問などがありますでしょうか。

E 委員 滞納金について、減らすための具体的な目標は持っているのか。

事務局 国・県で基準がありまして、被保険者数により%が決まっています。

本町は、96.8%を目指すようになっております。令和6年度まで、その数値に到達できずおりましたが、令和7年度は、達成することができました。

E 委員 滞納額を、具体的にこの金額を減らしていきたいという目標があれば教えてほしい。

事務局 金額として目標は持っていませんが、1人でも滞納がある方を減らしていく事を目標にしております。

議 長 他に何かありますか。

E 委員 財政調整基金積立金は、現在4億円ぐらいあるが、適正の積立金は、どのくらいと考えてますか。

事務局 目標値はありませんが、保険給付費の支払い、一般被保険者分の給付に不足が生じたときに、こちらの基金も使う形になりますので、全部が賄えるほどとはいきませんが、支払いが苦しくなったときに、負担ができるくらいは確保したいと思い、基金は積み立てております。

議 長 よろしいでしょうか。基本的に、ことがあったときに対応できるように、多いほうがいいと思っています。富士川町も以前、赤字まで落ちそうになったことがあります。それを抑えて、今は、一生懸命積立しています。

他に何かありますか。

各委員 異議なし

議 長 無いようですので、議事1は承認されました。

議 長 **議事2 第3期データヘルス計画 令和7年度 保健事業進捗状況について**

事務局に説明を求めます。

事務局 (資料3、別添資料1を使い説明)

<主な説明>

第3期データヘルス計画について、令和7年度末の進捗状況について報告いたします。

1. 特定健診について

特定健診の最終目標は、令和11年度受診率70%としております。

令和7年度の速報値は59.6%となっており、現時点の受診率は、人間ドック受診者、かかりつけ医の情報提供、みなし健診の方を受診者に含めていないため、課題にも示したとおり、令和6年度より低い数字となっております。10月の法定報告で、みなし健診等の受診者が含まれるため、速報値より上がる見込みです。今後も受診勧奨事業や人間ドック助成金等の取り組みを継続し、受診率目標を達成できるように取り組み、あわせてホームページや広報を用いて、健診事業の周知を行っていく予定です。

3. 糖尿病重症化予防・ハイリスク者への保健指導について

勸奨率としては100%となりました。昨年度は準備等の関係で令和8年1月から開始しましたが、令和8年度につきましては、町の健診結果説明会に合わせて対象者に通知を送り、結果返却と合わせて保健指導の勸奨を行っていく予定です。
裏面に移ります。

5. がん検診についてです。まず、資料の訂正をお願いします。
「事業実績及び課題」の1) 受診率(R5)と記載しておりますが、(R4)になります。手書きで修正をお願いします。こちらの受診率などは、健康増進担当にて集計している数値で、最新値となります。
令和5年度の受診率は、今年11月に更新される予定です。そのため、記載している数値は昨年報告と同じ数値となっております。

6. 健康教室について

目標値、実績値は資料のとおりです。別添資料1の最後のページをご覧ください。2026年運動教室のチラシとなっております。まだ町民の方に配布を行っておりませんが、委員の皆さまに先行してお渡しさせていただきます。現時点で決まっている日程ですので、今後、変更の可能性があります。今年度もこのチラシのとおり、各クラスを設け、実施していきたいと思います。夜間に行う教室や、子連れでも参加ができる教室など、どなたでも参加しやすいように工夫して取り組みを続けていきたいと考えております。7の栄養教室にも関連しますが、課題として、毎回参加する方が同じになってしまう傾向があります。運動教室につきまして、後ほど詳しく説明しますが、今年度は新たに男性を対象とした運動教室を開催する予定でおります。

議 長 事務局の提案に対し、何か意見、質問などがありますでしょうか。
E 委員 質問ではなく提案になりますが、できれば実績の数字を時系列がわかるように作成した方が良いと思いました。見える化を行っていただきたいと思います。健康教室のところについても、指標が%になっているため、実績も%に表示するとわかりやすいのではないのでしょうか。

議 長 他に何かありますか。
各委員 異議なし
議 長 無いようですので、議事2は承認されました。

議 長 議事3 令和8年度国民健康保険税の改正について 事務局 事務局に説明を求めます。

(資料4を使い説明)

令和8年度国民健康保険税の改正についてご説明いたします。前回の運営協議会においてご審議いただき、諮問答申を行った令和8年度の税率などについて、議会において可決をされました。その後6月25日発行の広報7月号に掲載しましたのでご報告します。「新たに創設された、子ども子育て支援金の税率などについて」「今年度の税制改正に伴う課税限度額の変更について」「低所得者に関わる、軽減判定所得の見直しについて」この3つについて、お知らせをいたしました。

その後、7月1日に、本算定処理を行い、令和8年度国保税が賦課され、7月17日までは納税通知書が各世帯に届いております。子ども子育て支援金について数件問い合わせがありました。大きな混乱等も見られませんでしたので、皆さんにご理解いただけていると考えております。

議 長 事務局の説明に対し、何か意見、質問などありますでしょうか。
各委員 異議なし
議 長 無いようですので、議事3は承認されました。

議 長 **議事4 令和8年度国民健康保険制度に関する改正について**
事務局に説明を求めます。

事務局 (別添資料2 みんなの国保(令和8年度版)を使い説明)
令和8年度国民健康保険制度に関する改正について説明いたします。
6ページをご覧ください。中央の表が入院したときの食事代の自己負担額になりまして、今年6月から赤字のとおり改正されております。
所得によって負担する金額が異なっており、改正後はそれぞれ数十円ずつ、負担額が引き上げられております。
8、9ページをご覧ください。こちらが、医療費が高額になった際の、年齢や所得に応じた自己負担限度額の表になります。ひと月に、支払った医療費が自己負担限度額を超えた分、高額療養費として支給されることとなります。今年の8月1日から、表の赤字のとおり改正予定となっております。月ごとの自己負担限度額も、引き上げられることとなります。一方で、1年間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合に、4回目から自己負担限度額が軽減される、表の4回目以降の額ですが、多数回該当の限度額は、今までから引き上げられず、据え置きとなっております。さらに、年間上限額が新設されました。月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、自己負担限度額を一度、医療機関の窓口で負担いただきますが、あとから還付されるようになります。これにより、月単位の限度額に到達しない方であっても、年間上限額に達した場合、その年における実質的な医療費の負担が今後はなくなることとなります。限度額の引き上げによって、短期的に自己負担額は増えますが、多数回該当の維持や、年間上限額の導入によって、長期的な療養が必要な方や、低所得の方へのセーフティネット機能が、以前よりも強化されていることとなっております。

議 長 事務局の説明に対し、何か意見、質問などありますでしょうか。
各委員 異議なし
議 長 無いようですので、議事2は承認されました。

議 長 **議事5 その他**
事務局に説明を求めます。

事務局 (資料5を使い説明)
(一社) ヴァンフォーレススポーツクラブとの健康運動教室について、説明致します。先ほどご説明しましたデータヘルス計画にありました

運動教室ですが、参加者はおりますが、参加する方が毎年変わらず、マンネリ化してきてしまっているということが、課題として上げられているところであります。

国保連合会の方から、令和8年度、新たな事業として、この一般社団法人ヴァンフォーレススポーツクラブとの連携による運動教室を開催するという情報があり、希望する市町村に斡旋するということで紹介があり、本町で希望をしました。

目的としては、今回は普段体を動かすことが減ってしまっている40歳以上の男性をターゲットに、参加してもらいたいと考えております。実施日時は、令和8年10月18日（日）で、この日は、町のスポーツフェスティバルを開催しますので、単体では人も集まりにくいかと思いますので、スポーツフェスティバルと同時開催で、場所はいきいきスポーツ公園ということになります。開催時間は、スポーツフェスティバルを基準に考え、午前9時から開会式、9時45分から運動教室を始めるように考えております。

雨天の場合は、鯉沢小学校の体育館で行おうと思っております。雨天のときも、できるように考えて予定をしております。

詳しい内容について、（一社）ヴァンフォーレの方と計画していますので、詳しい内容が決まり次第、随時、町のLINEやホームページにて案内していきたいと思っております。

また、8月25日発行の広報で参加者を募集していきたいと考えておりますので、ぜひ参加していただければと思います。

人数は30人程度を予定しておりますが、大きいイベントと同時開催ですので、当日飛び込み参加も、受け入れていきたいと考えております。

（資料6を使い説明）

山梨県における保険料水準の統一に向けた基本的な考え方（案）について説明致します。

6月29日に、県の国保援護課での会議があり、これから先の国民健康保険に関する、全国的な動きの資料になります。

要約して説明いたしますが、国の考えとして、国保被保険者の方は、会社を退職したあとに、加入していくものになるので、年齢構成も高かったり、医療費水準も、割と高めの方がいます。近年は若くて退職した方や、お勤めができない方が加入する率も高いため、所得水準は低い方が多いです。そして保険料の負担は重くのしかかっている。

これらのことから、高額な医療が発生した場合の、保険料の変動は大きく、町の財政運営が不安定になってしまうこともあり、県に納める納付金、市町村が徴収している保険料の水準は、県ごとに統一したほうがいいのではないかというのが国の方針です。大きくは令和18年を目安に、統一を目指しているところです。令和18年とは言いますが、なるべく早くと国では言われています。

それを受けて、県の方針としては、令和12年を目処に納付金、保険料の水準を県内で統一していこうという考えがあり、今年度は、その検

討や協議を進めていくこととなっております。県内の統一とは言っても、2の保険料水準の統一に向けた検討事項ということで、協議しなければならないことはたくさんあり、課題もたくさんあり、簡単には統一していくということは難しいですが、平成30年から話には上がっております。

保険料が統一されると、徴収した保険料は、全部県に納付するということになりますので、自由に市町村ごとに、運営をしていくことは、難しくなっていくと思います。県内で統一していかなければならないので、自由に考えた事業の運営が難しく、協議していかなければならないことがたくさんございます。今年度、協議を進めていくということもあり、町の課題を県と話し合っていくということの流れが予定されているのが現状です。

議長 一般的には、同じ県民なので同じ保険料ということですが、例えば、昭和町や忍野村にしても、交付金ゼロの行政と違うと思います。同じにするのは大変なことだとは思いますが、方向的にはそちらに進んでいくことになります。

E委員 事務局の説明に対し、何か意見、質問などありますでしょうか。
先ほどの議事になるんですけど、今までは町の努力で基金を増やしていると思いますが、今後、統一になったときに、町単独ではもう使えなくなってしまうということなんですか。

事務局 今後検討していく事項の中に、基金の取り扱いをどうしていくかが、課題になっているところです。現在、4億近い金額が富士川町にはあります。他の市町村がどのくらいあるかというのは、細かく金額は把握していませんが市町村によりさまざまです。そこをどう調整していくのが課題になります。上納金のような、基金をいくらか、みんなを持ち寄って出していかなければならないんじゃないかなど、今後決めていくという形になっています。

ですので、今の段階は貯めておくしかないというところで、持っている部分を、自由に使える間は使っていきたいんですが、あまり使ってしまうのも、危険だというのが、課題となっております。

議長 他に何かありますか。

各委員 異議なし

議長 無いようですので、議事5は終了します。ご協力ありがとうございました。

事務局(課長)

6. その他

事務局からご連絡があります。

事務局 <主な説明>

皆様にお願いとなりますが、本日の資料、委員の一覧の上段に、任期が書いてありますが、令和5年9月7日から令和8年9月6日までが3年間の任期で、満了という形になります。しかしながら、先ほど、ご説明させていただいたとおり、令和12年に向けて、国民健康保険の状況というのは大きく変わろうとしている段階です。そのため、これ

まで町の国保の状況をよく把握してくださっている皆様に、ぜひ引き続き、今後も運営委員としてお力をお貸しいただければと思っておりますので、またお声かけをさせていただきたいと思います。

ぜひご協力を引き続きよろしくお願いしたいと思います。以上です。

事務局(課長)

事務局に対し、質問などありますでしょうか。

各委員

無し

事務局(課長)

無いようですので、これで運営協議会を締めさせていただきます。

事務局(課長)

次第7 閉会

副会長お願いします。

副会長

(あいさつ)

(午後8時15分閉会)